

2018年9月26日

「災害救助法適用地域」で被災した 2019 年度入学生に対する経済支援特別措置について

標記の「災害救助法適用地域」で被災した入学生に対して、入学時諸費用免除の特別措置を下記のとおり行います。

1、対象者

本学の 2019 年度入学生のうち、『「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており被災した者』（以下「被災者」という。）

「災害救助法の適用を受けた地域」は、別紙「災害救助法適用地域」をご参照ください。

2、2019 年度入学生に対する取扱い

(1) 経済支援特別措置の基準

本学の当該入学生について、次の被害状況を勘案して、「入学時諸費用免除」の経済支援特別措置を行います。

- ① 家屋の全壊、滅失または流失
- ② 家屋の半壊または半焼失（注）一部損壊は含まない。
- ③ 学費支弁者の死亡または症候の程度が障害認定等級 2 級以上の長期療養者

(2) 経済支援特別措置の内容

本学の 2019 年度入学生のうち、上記「(1) 経済支援特別措置の基準」を満たす被災者について、入学時諸費用 35 万円（入学金 10 万円、諸費用 25 万円）を免除します。

(3) 経済支援特別措置の申請期限

・2019 年度入学生で経済支援特別措置を希望する人は、罹災証明書等の写しを 2019 年 3 月 13 日（水）必着で本校に提出してください。

3、申請書類

証明書（写し）

上記 2 の (1) の①または②に該当する方・・・「罹災証明書」

上記 2 の (1) の③に該当する方・・・・・・「死亡診断書」または「診断書」

4、申請先・お問い合わせ先

ハートランドしぎさん看護専門学校

TEL：0745-73-6600

E-mail：office@shigisan.ac.jp